

平成 22 年 5 月 26 日  
金融庁政務三役

## 「金融税制研究会」の開催について

### 1. 趣旨

- (1) 証券税制については、軽減税率（10%）の適用期限の終了（平成 23 年末）や日本版 ISA の導入（平成 24 年以降）が予定されているほか、平成 22 年度税制改正大綱において、「金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成 23 年度税制改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討」することが記載されている。
- (2) こうした状況を踏まえ、平成 23 年度税制改正要望をとりまとめるにあたり、証券税制のあり方について検討を行うために、大臣政務官を座長とする「金融税制研究会」を設置し、6 月中を目途に論点整理をまとめる。さらに、7 月以降、副大臣を座長とする「金融税制調査会」において議論を進める。

### 2. 検討事項

- 証券税制
  - ・ 軽減税率
  - ・ 配当の二重課税調整 等
- 金融所得一体課税
  - ・ 債券税制
  - ・ 投資信託税制
  - ・ 損失の繰越控除 等

### 3. メンバー

別紙の通り。

### 4. 第一回会合の開催予定

日時：平成 22 年 5 月 31 日（月） 16：30～18：00  
会場：中央合同庁舎第 7 号館 13 階 共用第 1 特別会議室